

札幌・ノボシビルスク姉妹都市提携 30 周年について

2020 年札幌市とノボシビルスク市は姉妹都市提携 30 周年を迎えました

1990 年に姉妹都市提携の調印を行って以来、札幌市とノボシビルスク市の間では、芸術・文化、スポーツ、学術、青少年交流など市民レベルでの様々な交流が活発に行われてきました。

両市が友好関係を深めることができたのは、これまで交流に携わってこられた多くの市民の皆さまの熱意とご尽力の賜物にほかなりません。関係の皆様に深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

姉妹都市提携 30 周年記念ロゴマークを作成しました

このたび、ノボシビルスク国立工科大学 1 年ザフガロドニャヤ・ダリア様より、姉妹都市提携 30 周年記念ロゴマークをデザインしていただきました。両市とも雪が多いという共通点があることから、ロゴマークは「雪の結晶」をモチーフにしています。

【姉妹都市提携 30 周年記念ロゴマーク】



市民団体や企業の皆さまにもぜひご活用いただき、姉妹都市提携 30 周年を一緒に盛り上げていただければと思います。

【市民団体等によるロゴマークの利用申請方法】

(1) 対象事業等

次の事業又は商品、サービスを対象とする。

- ア 市民にノボシビルスクの魅力を紹介し理解を深める事業等
- イ 札幌市とノボシビルスク市の相互交流及び理解の促進又は連携の強化に資する事業等
- ウ その他姉妹都市提携 30 周年を市民にPRする事業等

(2) 利用期間

原則として、2021 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間内に製品等に付されたロゴマークについては、当該期間を超えて利用することができる。

(3) 申請方法

ロゴマークの利用を希望される場合は、札幌市総務局国際部長（以下、「国際部長」）に対し、次の必要書類を提出してください。受理後 2 週間程度で審査結果を通知します。利用承認した場合は、併せてロゴデータ（PNG）もお送りします。

ア 「札幌・ノボシビルスク姉妹都市提携 30 周年記念ロゴマーク」利用申請書（様式）

イ 事業等の内容が分かる書類（事業概要、チラシ等）

ウ 事業等の実施主体の概要に関する書類（過去の活動実績、団体の発行するパンフレット等）

※ 名義後援と合わせてロゴマークの利用申請を行う場合、利用申請書の提出は不要です。この場合、「後援等申請書」の備考欄に、「ロゴマーク利用希望」及び「事業名等の公表希望の有無」を明記のうえ、ロゴマークのデザイン案を添付してください。

(4) 申請書提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 10 階

札幌市総務局国際部交流課（推進係）

Email : kokusai@city.sapporo.jp FAX : 011-218-5168

※ 提出方法は、郵送、持参、Email、FAX のいずれかによります。

(5) 利用承認の基準・条件

ロゴマーク利用に係る申請を審査し、承認する基準・条件は、下記のとおりです。

【承認基準】

(ア) 特定の政治上の主義・主張や宗教の普及を目的とせず、法令又は公序良俗に反しない事業等であること。

(イ) 札幌・ノボシビルスク姉妹都市提携 30 周年記念ロゴマークの趣旨に照らして不相当と思われる要素が無いこと。

(ウ) 料金等を徴収するものについては、その金額が適正な範囲内であること。

【利用条件】

(ア) ロゴマークは利用の承認を受けた事項以外には利用しないこと。

(イ) ロゴマークのデザインや色などの改変を一切行わないこと。

(6) 注意事項

ア 事業実施に係る責任や費用については、一切事業実施者が負うものとします。

イ 申請及び承認後、事業等の内容に変更が生じる場合、または中止となった場合、直ちにその旨を申請書提出先に報告してください。

ウ 承認された事業等の概要は、ノボシビルスク市との姉妹都市提携 30 周年に関し札幌市が行う各種広報や、記念誌等への掲載の他、交流実績紹介の場面などで使用することがあります。

エ 承認後、次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、承認を取り消します。

(ア) 実施主体及びその関係者が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有すると認められた場合

(イ) 姉妹都市関係の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れがある場合

(ウ) ロゴマークの利用条件が遵守されない場合その他ロゴマークの利用が不相当と判断した場合